、引き重な、 の事にいるに 深めん間を勦るかの如き運動から

人間を尊敬する事によって解放せんとする運動へ

訓

覇

浩

はじめに

真宗大谷派の僧侶で、三重県の寺の住職をしております、訓覇浩と言います。昨年に続い てお話をさせていただくことになりました。どうぞ宜しくお願いいたします。 簡単に自己紹介をさせていただきます。ずっと人権問題ということに関心を持たせても 本日は京都光華女子大学宗教講座にお招きいただきましてありがとうございます。私、

お寺に帰って、今は寺の住職として、一人の市民として人権問題に向き合わさせてもらっ 前まで足かけ二十五年間、仏教と人権ということについて考えてまいりました。それから らって、京都の東本願寺の中にある真宗大谷派解放運動推進本部というところで、一〇年

感じていることをお話させていただいて、皆さんと一緒に考えることができたらと思って ています。今日は、普段私が関わらせてもらっているいろんな人たちとの出会いの中から

おります。どうぞよろしくお願いいたします。

はどういうことなのか、そのようなことについてお話をできればと思っております。どう 権っていったい何なのか、人権が奪われるとは、人権を守るとは、また差別からの解放と ら非戦平和の問題などに出会わせてもらいました。今日はそういうことの中から、 私の中ではそこから展開するような形で、アイヌ民族差別問題、ハンセン病問題、それか れは今日お話をいたします一〇一年前に創立されました全国水平社の運動、水平運動と言 時に、特に大きな課題として、部落解放運動というものに向き合わせてもらいました。こ ン病問題と全国水平社創立の精神、願い、そこを照らし合わせながら、私たちにとって人 いますが、その運動を起源とする大変大きな歴史と意味を持っている運動です。そして、 今回、人権という言葉をテーマにいただきました。私自身、東本願寺で仕事をしていた

かりにくい。仮に百人の方が聞いてくださっているとすると、百通りの人権という言葉に 今人権ということを簡単に口にしましたけれども、なかなかこの言葉、わかるようでわ ぞよろしくお願いいたします。

ただけたら思います。

だと決まった言葉ではない、それぞれの人の生活、 という風に考えた時に、どこで私の問題になるのかという、そのことを意識して聞いてい が答えということではなくて、皆さまの中で人権って何だろうか、特に「私と人権問題」 育っていく、そういう言葉なのではないかと思います。従って、今日私がお話をすること ついてのイメージが出てくるのではないのかと思います。そういうことからすると、こう 出会いの中で人権という言葉の意味

題を学ぶ」というより、「ハンセン病問題に学ぶ」ということが大切なのではないかと考 えます。「を」が「に」に変わると一体何が変わるのかというと、一文字変わっただけで 意識になります。それはもちろん間違いだとは言いません。しかし私は、「ハンセン病問 じめてだなあ、 話ししますというと、そうしたら皆さんは、「ハンセン病問題を今日は勉強するんだ、 を学ぶ」という意識ですね。どうしてもこのことがテーマだということになるとそういう よくそのことでお話をするのですけれども、仮に今日は、ハンセン病問題をテーマにお あまり知らないなあ」なんて思われるかもしれません。「ハンセン病 簡 は 題

私がお話をするハンセン病問題についてしっか

すけれども、

これは随分大きな違いなんですね

まず、ハンセン病問題を学ぶ、ならば、

りと理解してくれたら十分なんですけれども、「を」が「に」になると、ハンセン病問題 「何々を」学ぶ、という言葉が必要になってきますね。そして、ハンセン病問題に学ぶ

言葉です。ハンセン病問題に「私は」「何々を」学ぶ。こうなると、これは主語が「私は」 に「何々を」と入れると、もう一つ必要になってくる言葉がありますね、「私は」という

提になります。これが絶対大事なことなのです。私は、他の大学でハンセン病問題をテー 居れば百通りの答えが出てくるわけです。けれども、必ずそれは「私は」ということが前 ているって言えないですよね。だってその人が事実学んだことなんですから。百人の方が ですから、私はこの事をハンセン病問題に学んだんだって言われたら、私がそれは間違っ

ポートや答案を書いてくれている人は、基本的に全員合格ラインをクリアしていると思っ ています。私と違う意見でももちろん構わない、それが自分の意見ならば。しかし、逆に マに授業を持たせてもらっていますが、「私は、このことを学びました」ということでレ

すが、その双方に私が学んだことをお話する。そのことを聞いていただいて、また皆さん 話しすることもハンセン病問題と水平社創立の精神という、今日は二題話のようになりま 「私は」が抜けていると厳しい評価をせざるを得ません。そういうことで言うと、今日お の中でそこに私は何を学ぶのか、それを自分の言葉で表現していただく。そういうことが

学びということにおいてとっても大事なのではないかと思っております。ちょっと前置き が長くなりましたけれども、そういうところで今からの話を聞いていただければと思って

水平社宣

おります。

問題、 年、今から一○一年前に京都市の岡崎公会堂というところ、今でも大きな会館があります 社宣言」を読ませていただきます。全国水平社創立大会における「宣言」です。一九二二 社の創立という事柄に出会っていただきたいと思います。水平社の説明をする前に けれども、そこで採択された日本で最初の人権宣言と言われるものです。こういう宣言で それでは本題に入らせていただきますが、今日は、全国水平社創立の精神とハンセン病 これを照らし合わせて考えてみようという試みでございますので、 最初に全国 水平

宣言

す。

全国に散在する我が特殊部落民を団結せよ。

ことを想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の のだ。そしてこれ等の人間を勦るかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を堕落させた のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されていた罰であつた つてなされた吾等の為めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかった事実は、夫等 間虐められてきた兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々とによ

集団運動を起せるは、

寧ろ必然である。

が 享けて人間が神にかわらうとする時代にあうたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時 臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうち て、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代価として、暖い人間の心 政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬とし 来たのだ。 兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渇仰者であり、実行者であつた。 なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を 殉教者が、その荊冠を祝福される時が来たのだ。 陋劣なる階級

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

であるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求礼讃するものである。 瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勦 吾々は、 かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によつて、祖先を辱しめ、人間を冒 る事が何

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

水平社は、かくして生まれた。

大正十一年三月三日

全国水平社創立大会

すが、そこには少し注意が必要です。ある意味でわかりやすいというのは、我が意を得た もっと私にもわかるように話してください、というようなことをよく言います。仏教のお くわからないな、というようなことでしょうけれども。しかし、私たちが言葉に出会って こういう宣言です。今聞いていただいて、 聖教を勉強するときも、難解な言葉をわかりやすくして話してくださいと求めてしまい 61 く時に、どうしても解釈していこうとしますね。言葉の意味から取っていこうとする。 自分にわかりやすいということになるので、ちょっとした落とし穴なんですね。 初めて出会う方だったら何が書い てあるのかよ わ ま

るというのは、

解釈してわかるということだけがわかるということではない。むしろこの

れ、 放を強く強く願う、そういうものがこの水平社宣言であろうと思います。 思います。「ケモノの心臓を裂く代価として、暖い人間の心臓を引き裂かれ、そこへ下ら というよりも、願いが伝わってくる。声に出して読んでいただきたいな、そういうふうに らなかったのか。その気持ち、願い、そういうものをですね、この宣言から感じ、 ら紙背、そういうところから、長い間差別を受けてきた人たちがどうして「人の世に熱あ にくい宣言を読んだことの言い訳のようなことをしているかもしれませんが、この行間 破しなければ、浄土に触れない」、そういうことを言ったお坊さんもいます。何かわかり 時には、解釈していこうとする、あるいはわかりやすく話して、というような意識はひょ る部落差別というものの現実、酷さというものを一身に受け止める中から、そこからの解 めていただきたいなと思います。何度も何度も読んでいるうちに、理解できるようになる っとしたら邪魔になるかもしれない。もっと言ってしまうと、「解釈する根源的立場を突 人間に光あれ」と叫ばねばならなかったのか、こういう願いを全国に発しなければ ·嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢」、そういうような言葉で表されてい

水平社宣言というものを起草し採択した人たちの願いとか熱とか、そういうものをこころ

で感じていく、身で感じていく、そういうわかり方というのもあるかもしれません。その

そこを見ていただきたいと思います。

まずそう押さえたところから、 水平社創立という出来事に向き合っていきたいと思いま

全国水平社の創立

す。

宣言の一行目の呼びかけの後のフレーズの中に込められていると思うんですね。もう一度 全国水平社がどうしてこの一九二二年に立ち上げられなければならなかったのかという 私は水平社創立の必然性と言っておりますけれども、そのことがまず、この水平社

ところから、しっかりと今の人権問題に向き合う人が、宣言をさらに超えていく、そうい 現になっております。そういうことも、この宣言に出会う、この宣言の精神を受け止める を亅とか「男らしき」というような、ジェンダーという視点から見たらたいへん偏った表

水平社宣言を読んでいくうえでひとつ注意させていただきたいのですけれども、「兄弟

う営みをしていただいたらい で、このまま読ませてもらいますが、「長い間虐められてきた兄弟よ」という呼びかけ、 いな、私もしていきたいなと思います。そういう思いの中 去半世紀間」という言葉です。水平社はいきなり「過去半世紀間」という言葉を出すんで 実。そういう現実の中で作られたものなんですが、そこできちんと注目したい言葉が 時代になってから五十年以上経っている時代。そういう中で厳しく残っているという現 れがこの水平社創立の時代、一九二二年、大正十一年ですから、新しい時代、明治という た眼差しということが、直接的には大きな差別被害を生んできているんですけれども。そ 制、特に穢多身分や非人身分、その他の賤民層と言われている人たちに対する固定化され 衆に対してのいろんな社会的な形になっていったわけですね。具体的には江戸時代の身分 う存在を作り出してきた、貴賤というもの、あるいは、浄穢、浄らかなもの穢れているも 時代の封建制が作りだしたと言われていましたが、現在様々に部落史、あるいは解放史と そのあと「過去半世紀間」という言葉が出てきます。部落差別というのは、以前は、江戸 の。そういうものが、その時その時の時代の中で形をとって、制度となり、 い。長い長い歴史の中で、人間の闇が、貴いものと言われる存在、そして賤しいものとい いうものが研究される中で、何も江戸時代に突然降って湧いたようにできたものではな またそれ '「過

いろんなものを見ていく時に、それを書いた人、

あるいはその出来事が、

どのような時

う風 それまでの穢多・非人というような言葉、 半世紀引くと一八七二年、もう明治時代なんですね。近代に入っているわけです。そし ジと違うな」ということに気がついたんです。どういうことかと言うと、一九二二年から が厳然と残っている、というくらいにしか読んでおりませんでした。近年になって、 間」という言葉は全く意識しなかったんですね。自然と、新しい時代になっても古い差別 ごく感動した、そういうようなことがありましたけれども、その時にはこの「過去半世紀 初この水平社宣言を学んだ時に、中学生の時に、当時は同和教育と言っておりましたが 代というものを意識しているのか、ということはとっても大きいことなんですね。 て、ちょうどここにあったのが、ちょうどと言いながら一年ずれているんですけれども、 問題に学び始めてから、「え?この『過去半世紀間』って自分が勝手に思っていたイ 人権教育、学校の授業で初めて水平社宣言を先生から聞いた時に、何かわからないけどす 「解放令」と言っておりましたが、今は賤称廃止令とか、賤民廃止令とか呼ばれている、 一八七一年、これは皆さんもおそらく聞かれたことあるかと思うんですが、昔は簡単に に言われてきた人たちの身分をなくするという太政官の布告が出ているんです。短い 部落差別の象徴的な言葉ですけれども、そうい 私は最

文章ですのでご紹介します。

人とかないよ、名称がなくなったんだから、と。そういうようなことになったわけです。 はなくなったわけです。だから解放令と言われたりするわけなんですね。もう穢多とか非 るのですが。とりあえずこのような新しい身分制を作った。ここに制度としての賤民身分 うことを表しているんですね。そしてすぐに新たに「新平民」という差別語が生まれてく 表現で、平民身分にしたわけです。しかし、同様という言葉自体が、実は同じでないとい た。ここに、作ろうものなら作れたであろう賤族、結局ここまで旧身分をはめ込んでいく 貴族を中心とした華族、武士が中心の士族、そして平民という形への身分改編がなされ とになるんですね。そこには、賤族というものは残らずに、天皇を頂点として、皇族、旧 はなくなったわけです。そして、天皇を頂点とした、新たな身分制が作られた、というこ たったこれだけなんですけれども、そこで江戸時代にあった制度としての、いわば身分制 と言われている人たちを身分として残すことはよくない、ということで、平民同様という ですが。もちろんそうすべきだと思いませんよ。それを、この近代国家の中では、賤しい のですから。いわゆる賤族というものがあっても私はおかしくなかったのかなとも思うん

少なくとも天皇の下でみんな平等なのだという新しい平等観、そういうようなものをもと そういう陋習もいっぱい残っていますので、当時の差別の現状もその中にあり、江戸時代 はっきりと過去半世紀間と記して、大きな注目をしています。 しここではっきりと言葉になっているのは「過去半世紀間」っていう言葉です。水平社は が誕生した、そういうことになると思います。もし、そうならば、この水平社が、克服 残っている、 「過去半世紀間」のあり方なんだということです。 の身分制とは関係ない、というのは乱暴ですが、水平社創立の必然性に直結する部分は 陋習がまだまだ残っているから、 り方こそ、現在の状況に直結する事柄なのだということです。 べき差別的状況の根源として見たのは江戸時代の身分制ということになるはずです。しか .、そのことが大切な部分なのですね。もちろん近世と近代の連続性ということはあり、 そうしたら、普通考えたら、こういう新しい時代になってもまだ古い陋習として差別 て新しい 差別を受けてきた人たちにとってはもう我慢ならない、ということで水平社 国を作っていこうとしたのです。しかし、 水平社を立ち上げなければならないと言ったのでは 制度的な賤民差別は廃止した。そして、 その間に差別をなくするという名 つまり、この半世 つまり江戸時代以前から 記間 0) 在 す

の下で行われたことを、

水平社は問題にしたんですね。

まず言うんですね。「吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒瀆されてい する原因を差別者側に求めることが多いと思います。けれど、水平社は「有難い効果を齎 と、多くの人々とによってなされた吾等の為めの運動」なんですね。それを「何等の有難 そこをしっかりと見つめていたんですね。それがこの、過去半世紀間に「種々なる方法 外は思っています。しかし、その思っていることの本当の中身というところをきちんと見 らさなかった」すべてが、「吾々によって」というように、差別を受けてきた自分たちを すね。普通は、自分たちが差別から解放されないのは、してきた人間が悪い、あるいは無 看破するのです。そこに「吾々によって」という言葉があります。これ大事な言葉なんで べてが吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒瀆されていた罰であったのだ」と い効果を齎らさなかった事実」と押さえているわけです。そしてその事実は、「夫等のす な問題解決にはならない、むしろ遠ざかる、そういうことがあると思いますが、水平社は つめなければ、むしろ差別というものをさらに広げていく可能性があり、なにより根本的 くそうと取り組んできた人はいても、そのやり方に問題がある、というように、結果に対 た罰で

あったのだ」と。半世紀間になされたことが、人間への冒瀆であり、

有難い効果をもたら

つまり、今でも私たちは差別はいけないということを、よっぽど確信的な差別主義者以

世紀間 になります。そのキーワードが、「人間を勦(いたわ)る」という言葉だと思います。 さないということは、差別されてきたもの、してきたものともに人間を冒瀆していること の罰であった、 の在り方を、水平社はなぜこのように厳しく見ていくのか。それが今日の一つの鍵 **罰という言葉まで使ってその事実を語っていきます。このような過去半**

水平社創立の必然性

使 な意味を含みながら、水平社はここではこの言葉を「かすめとる」、という言葉で使って ります。奪う、殺す、ほろぼす、たちきる、疲れさす。きつい言葉ですね。そういうよう 61 いると言われています。人間をいたわるように見せかけ、実は人間をかすめとっていく、 つているんです。漢字の意味、いくつかの辞書を合わせると、こういうような言葉にな ますよね。お体をお労りくださいとか。しかし水平社はこの言葉をとてもきつい言葉で 耳慣れない言葉ですね、 勦るって。普通いたわるって言ったらいい意味の言葉として使

れた、

それが過去半世紀間の取り組みなんだということです。そして水平社はそのような

いろんな形でさまざまな差別に対してなさ

そういうことがこの近代日本の半世紀の間に、

この時の堕落ってどういうことかと言うと、私は、差別と闘う力を失わさせたということ 質の取り組みだからこそ、その取り組みは、「多くの兄弟を堕落させた」というのです。

だと受け止めています。

は、自らの人権を守ると同時に、人権を奪おうとしているものに対して、自分がしている まうはたらき、ということです。そして、人権が奪われようとするときの闘いというの かし、水平社がここで見ていることはどういうことかと言うと、闘うことをやめさせてし 方、抗い方はさまざまであっても、必ず人はそれと闘う。そういうものだと思います。し す。それが人権というものだと思っております。人権が奪われようとするとき、その闘 ならそれが奪われるということは、人間であるということが奪われるということなので る。人権というのも同じなんですね。それが奪われようとするとき、かならず闘う。なぜ あっても私たちは命を守ろうとしますよね。銃を突きつけられても素手ででも防ごうとす 闘うものだと思っております。なぜなら肉体の命が奪われようとしたときに、例え素手で ことの本質を気付かせる、そういうはたらきを持つのですね。そのことも、とても大きな 私は、人間というものは、人権が侵害されようとする、奪われようとするときに、必ず

ことであると思います。

人間を勦るかの如き運動から人間を尊敬する事によって解放せんとする運動へ もありません。逆に、これまでの学びやこれまでの経験の中で、部落差別をする心という トを伏せてしまいました。こんなことしていたら、僕は部落の人やと思われるのでは 私はその時に、 ものを起こしてきた実感はあります。これは残念ながらあるんですね。先ほど水平社宣言 差別を受けたということはありません。被差別部落の出身であるというアイデンティテ という問題とハンセン病問題ということで言うならば、少なくとも、私は、これまで部落 としての取 ために出できた、 写していたんですね。その時にハッと隣の人の目が気になったんです。そして思わずノー すぐ出てきて、プリントアウトできるような時代でもありませんので、私は れを返さなければならないし、今のように、インターネットで水平社宣言って検索したら を初めて中学校の時 私 は、 そんなことになったら大変だと、だから伏せたんですね。 私自身の差別問題に対する取り組みっていうのは、 り組み、と思っております。どういう意味かというと、今日話をする部落差 先生から水平社宣言が載っている本を借りて読み直したんです。 部落の人と思われたら大変だという意識。そういう気持ちが実 Ü 聞 かされて感動した、 と言いましたが、実は後日談がありまして。 問われるもの、 部落差別 問 願わ 題を知 ノートに書き そしてそ 際 れるも ったが

別

ってきたんですね。これは被差別部落の人たちにとってみたら、とっても辛い感情だと思

ます。ちょっと余談になりましたが、差別との闘いとは、差別をしてきた人に対しても、 比べ物にならないくらい有難いことなんですね。自分の中にあるそのような意識、また縁 とはつらいことですけど、そのことに気が付かないでいるということに比べたら、それは たちの運動だと思います。自分の中に部落差別意識があるということに気が付くというこ ども。そういう意味で、そのような自分に気づかせてくれるものこそ、私にとってはとて 人間をとりもどさすはたらきを与えるものなんですね。 の中でそのような意識を持つ自分であることを知らずに人生を終えたと考えるとぞっとし も大事なもので、それが水平社の運動であり、その後出合わせていただく、差別と闘う人

うことに気が付かなくさすのですね。そして、している方も差別をしているということを しかし、この、かすめとるというのは、差別をされている人が、差別をされているとい

社が選んだ言葉、

それが「尊敬」と「解放」です。

取り組みだったのではないかと思います。その「勦る」という言葉、あり方に対して水平 極の人権侵害だと思っております。水平社が向き合おうとしたのは、そのようなあり方、 う受け止めなくする。そのことによって差別と闘う気持ちも奪ってしまう。それが私は究 はない。その現実に覆いをかけているだけなのです。覆いをかけて差別をうける現実をそ わ からなくなる。 絶対に違うんですね。それは、人間が人間を差別するという現実がなくなるわ じゃあそれでいいではないかお互いにって思われるかもしれませんが、

るは、 から「尊敬・解放」という展開、そういうものを水平社は立ち上げた時に趣旨としたわけ んとする者の集団運動」を起こす。これが水平社の創立の必然性です。ここに、「勦る」 もらいました。「人間を勦るかの如き運動」から、「人間を尊敬する事によって自ら解放せ です。そしてこういう運動が起こってくるのは、人間が人間であろうとする必然なんだ、 此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集団 寧ろ必然である」という言葉で表されます。 今日のテーマはこの言葉から出させて 運 動

解放という言葉に込めた想いって何なんだろうか。

そういうことをまず最初に謳

ったわけです。

それが水平社創立の必然ですね。この時に、

尊敬という言葉に込めた想いって何な

が、皆さんの中で考えてみていただきたいと思います。 んだろうか。そういうことをですね、今日とても一時間半の中ではお話ししきれません

よいのではないかと思います。これは、最後の結論のところでもう少しお話をしたいと思 敬すべきものと頷いていく、そういうことがもたらす力が、差別と闘う力となるといって 対は、人間を尊敬することなんだ、ということです。人間を尊敬する、あるいは人間は尊 語って言うのも変ですが、尊敬と言っていいのではないでしょうか。人間を差別するの反 間っていうのは尊敬されるものなんだ、ということです。差別の反対語はというと、反対 たのが「尊敬」だと思うのです。人間っていうのはみんな平等なんだ、というよりも、人 という、平等を願うという言葉があります。けれども、そのこと以上に水平社が大切にし ね。差別っていうのは違いをつける、それに対してみんな同じなんだ、ということを言う 対等とかいろいろ出てきます。言わばみんな同じ、というところに関係してくる言葉です いうような表現、もちろん平等という言葉出てきますよ、「自由・平等の渇仰者」である 言葉です。しかし水平社宣言で見た言葉はですね、人間は平等なんだというような、そう よく、差別の反対語ってなに、なんていうことを考えたりします。その時に平等とか、

います。

「過去半世紀間」という時代

とによってなくなっていくんだ、ということなんですね。その融和に対して水平社はきつ ことが、当時言われるんですね。融けあってわからなくなる。そして差別が、融 単に言えば、みんなシャッフル 所で考えるなら、恩恵的改善、収奪的融和、そういう言葉で言われていますけれども、 とまで言い切ったわけですから、その具体的な現実とはどういうことか。部落差別という したら、 い言葉を言っています。収奪的融和、恩恵的改善、あるいは侮辱的改善という言葉も出て 国や社会や市民がしてきたことって一体何なんだということです。「勦るかのごとき運動」 では、この過去半世紀間という所にもう一回戻ります。 北海道にみんな移住したらいいんじゃないか、とかですね。様々にこの融 差別を受けなくなるんじゃないか、という考え方ですね。このような発想の先に 被差別部落 の中が、色々と周りと比べて劣悪な環境にあるから、その環境を改善 したら部落の人ってわからないから部落差別がなくなる、 差別に苦しむ人たちに対して、 和するこ 和という 簡

は、

必ず、

被差別部落の方にも問題はあるのだから、それを改善してこいということが出

ちのために、いわばしてあげているという意識の取り組みです。そういう取り組みは、人 想、それを恩恵的改善という言葉で水平社は批判しますが、これらは、被差別部落の人た てきます。また、そのような劣悪な環境にある被差別部落を改善してあげる、という発

間を差別から解放するということには絶対につながらないと、見切っていくわけです。そ の解放につながらない本質というものが、もう少しはっきりと見えてくるのが、ハンセン

病問題なんですね

道旧土人保護法」という法律ができるんですね。これはどういう法律かと言ったら、アイ す。この半世紀の中に入っています。もうちょっと例を出してくと、一八九九年に「北海 土人という言葉で先住民族をさし、その人たちを「保護」するという。その保護の中身は よ、という法律です。「北海道旧土人」というのは北海道に住むアイヌ民族のことです。 ヌ民族を全部日本人と同じように同化したら、アイヌの人たちはみんな幸せになります 離することを定めた、後に「らい予防法」となる「癩予防ニ関スル件」が定められた年で り上げるハンセン病問題っていうのは、一九○七年にハンセン病を患った人たちを絶対隔 ちろん全てではないですけれども、多くの問題がこの時代に由来します。ちなみに今日取 今述べた過去半世紀間という時代は、現在も続く多くの人権侵害の種が植えられた、

う、 同 化です。 大変わ かりやすい 今日は旧土人保護法について詳しく話せませんので、この法律の性格をうかが 資料がありますので、ひとつ紹介だけしておきます。

う。 機 其 旧 使命も完うし得るに至るであろう。 全く渾 斯くて土人は歳と共に大和民族中に融合発展を遂げつつあるから、近き将来には彼我 関 土人の保護、 の効果顕れ、 茲に至つて始めて物質的にも精神的にも同族を救ひ得る所以であつて、保護法 恩沢により、全く固 一の状態に達し、 今や殆ど一般の域に達し、 文化の向上、言語 其 の存在は唯単に史上 有の言語を知らざる迄に大和民族化しつつある状態なり。 ・風俗・習慣等の同化に努めたる結果、近来著しく 青少年の如きは、 の記録に止まるに過ぎなくなるであ 諸般の文化施設及び教育

一九三六年『北海道概況』『北海道治概況』)

微塵 の悪びれ も反省もありません。 アイヌ民族のために良いことをしてあげてい る という一文です。

これ

は当時

の行

政白書のようなものにある一文です。

同化政

策に対

て、

まさしくその意識です。

あるい

は

九〇〇年、

「精神病者監護法」っていう法律ができる

年まで、アイヌ民族を旧土人と呼び、保護するという法律名も、そのまま存続していたん ならば、戦前の大日本帝国憲法ならば、このような法律が作られてもおかしくないかもし もしれませんが、これいつまで存続したのかと言うと、一九九七年まで存続しているんで も、少なくとも自分には無関係だ、自分の生まれる前の話だって思われている人もいるか 法律で、これも精神疾患を持った人を救ってあげる法律だという意識が根っこにあります ですね。らい予防法、旧土人保護法ともに九〇年、一〇〇年の間、 れないけれども、新しい民主主義の憲法になっても、「北海道旧土人保護法」は一九九七 たか、すぐわかりますね。一九四五年敗戦。そして一九四七年「日本国憲法」制定。言う ですね。現代まで続いている法律なんです。では今日お話ししていく「らい予防法」、い すね。ちょっとまだ今日聞いてくださっている皆さまは生まれてないかな、というくらい ね。この、北海道旧土人保護法、皆さん、聞いたことがあるかないかわかりませんけれど つまで存続したのかと言うと、一九九六年まで存続しているんですね。この間に何があっ んですね。これは精神疾患を持った人たちを自宅軟禁してもよい。そういうことに通じる ものともせずに存続をしたわけです。このようなことにつながる問 日本国憲法というも 題意識

すでに水平社は、今から一○○年前にですね、持っていたのだと思います。

これらの

とを見抜い あり方は、 ていたわけです。 人間を勦るようなものであって、 人間を解放するものではないのだ、

と見抜 落問 策や隔離政策というものの本質というものを見抜けなかったわけです。それを水平社は .題という枠の中ですけれど「勦るかの如き運動」であり、人間を冒瀆するものである かし、多くの人たちが被差別部落に対する恩恵的改善、収奪的融和、 いていたのです。そしてさらに具体的に、 第三会大会において、 あるい は同化 部 政

如き一 政府其他一切侮辱的改善策及び恩恵的施設を拒否しその徹底的廃滅を期 東西両本願寺に対する募財拒絶の断行を期し併せて解放の精神を麻痺せしむるが 切 の教化運動を排す

という決議を行うに至っております。このような、 放運動や、 合うことによって水平社が立ちあがったことが、差別の形は違いますが、 ハンセン病療養所 の中で隔離と闘おうと考える人たちの運動 差別をなくすことの本質に厳 に影響を与えて アイヌ民 族 0) 解

たのではないかと思います。

いま、

戦後になっても同化政策や隔離政策は続けられたと

う、そういう問題がそこにあるんですね。 立の必然性というものを、そういうところできちんと見ない限り、それは何時でも収奪的 に対して、どれだけ市民一人一人が本当にその意味を頷いているのか。その意味とは、 されましたけれども、なぜこの法律を私たちは廃止しなければならないのか、ということ うことと同じで、古い時代のせいにできない、現在までこの法律のもつ意識を克服できて 融和になったり、恩恵的救済になったりするという、差別の克服のし方につながるとい ればならなかった必然性を頷くというところと一つになっている部分です。 い予防法が廃止される必然性という言い方を仮にするなら、これは水平社が創立され いない、むしろ護ってきたのではないかという問題です。らい予防法は一九九六年に廃止 逆に水平社創

ハンセン病隔離政策概観

き合っていきたいと思います。まずハンセン病という病気について簡単にご説明しておき さて、それではこのハンセン病問題について、今日は時間の許す範囲で、少し丁寧に向 言いましたが、このことも先ほど述べた部落差別が近代になってもなくなっていないとい

手足 され わ ſП. なって病気は自然消滅するといわれています。 感染しても免疫力が弱 人のみが受けてきたことがあります。それが、ハンセン病隔離政策という国策による絶大 なっています。 なっております。 が豊かになるにつれて減少するため、社会の進歩に伴って発症者が減り最終的にはゼロ 侵され れてきた病気はハンセン病だけでなく、他にも色々あるのですが、ハンセン病を患った 筋 たプロ 0) や顔など目立つところに変形をもたらすことや、 この 病気だと言われたり、また古くは業病だと言われたりしてきました。 ミンという薬が戦後すぐに日本に伝わり、 病気は、 VΦ るい しかし、 かつては特効薬がなく不治の病などと言われましたが、 感染症です。 医学的には、 い体質の人しか発病しません。この免疫力が弱 社会的 ハンセン病 には、 らい 菌による慢性細菌感染症で、 洋 の東西を問わずたい は、 現在の日本では、 らい 菌は 薬によって治すことが出来る病気と 感染力が弱 極めて病原 \sim ん嫌 新たな患者 いということもあって、 手足の末梢神経などが 性が弱く、 わ い体質 れ てきた病気です。 ア けれども、 は事 メリ の人は、 たとえ菌 実上なく カで開 生活

当時、

年、

法律第十一号「癩予防ニ関スル件」

が制定されることによって始まります。

ずはその

ハン

セ

ン病

隔

離政策に

つい

7

概観

します。

ンセ

ン

病

隔

離

政

策

は

九〇七

た。ハンセン病に罹ることが罪なんだ、国の体面を汚す罪なんだという考え方です。 さす、というのです。当時療養所の所長の中には医者ではなく警察出身の人もおりまし び「患者収容」という言葉が用いられます。ハンセン病患者を入院さす、ではない、収容 そのものを国の恥、国辱とする見方から隔離政策は始められたのです。このころはたびた ありません。当時の日本は、欧米諸国と肩をならべ、「文明国」の仲間入りをすることを ました。この法律はそれらの人たちをハンセン病療養所に「収容」することを定めるもの り病というものとは別の、罹ることが社会的に許されない、社会にとって、 の目に入ることは、国家の体面を著しく損なうものであると考えたのです。すなわち患者 などは少なくなっていました。そのような中で、ハンセン病を患った人たちの姿が欧米人 ないものの衛生状態の改善などで克服されつつある病気になっており、放浪する患者の姿 至上課題としておりましたが、欧米諸国においてハンセン病は、特効薬こそ開発されてい でした。しかしこの法律は、決してハンセン病を患った人たちのために作られたものでは ンセン病を患った人たちの中には、ハンセン病に対する厳しい差別ゆえ、家や村を追わ 神社、仏閣や橋の下など、巷で生活することを余儀なくされている人たちが数多くい 国にとって迷

惑な存在、そういうレッテルをハンセン病隔離政策が、

ハンセン病を患った人たちやその

ことが可能となります。

療養所

は治外法権下におか

n

たのです。

ない、 に存在 家族 れ、 ハン セン病隔離政策というものなんですね。その後、一九一六年に最初の「改正」 療養所長に に貼ったわけです。 菌が してはいけないものとして徹底的に排除する、そういうような考え方です。 存在しては 「懲戒検束権」が付与され、 ιV 病気というものに対するみなし方が、 けないということではなく、 所長 の権限で入所者に合法的に懲罰を与える 罹 った人、患者そのものを社会 ウイルスが存在しては が行 それ 61 0 が 中 け わ

く。 か、 斑 れ が社会に存 いきます。 だまで 紋 更に 優生政: 学校では校医さんなどが見つけて、あるいは市民の通報などで、療養所に収容して が 出てい は放浪 一九三一年、 策の推進とも絡み、全ての患者を隔離する、 戦争に突き進む中、 在することを徹底 るだけ してい 「癩予防法」 のような人でも、 る患者が対象だったのが、 的 民族浄化の に嫌 と名をかえたこの法律は、 家で療養しているような人であっても、 排除 スロー 全ての患者の隔離に広がり ガンのもと、 たのです。 絶対隔離ということが徹底されて ますますその性格 ハンセン病を患った人たち **/ます**。 健 を 康診断 強 ち ょ め っと 61

療養所

除するという本質を変えることはありませんでした。新しい民主憲法が制定され、

さらにこの

国の

ハンセ

ン

病 政

策

は

戦後

になってもハンセン

病患者を社

会 「から

隔

離

排

r V

して

V 0

法」では対象外であった「癩疾患」が加えられました。断種・堕胎の件数は戦後一九四九 制力の強いものとなりました。入所規定はあっても退所規定のない「終生隔離」は維持さ 正」された「らい予防法」は、入所者の願いとは真逆の、 年以降だけで九〇〇〇件を超えます。ハンセン病患者の子孫は絶対にのこさせない に入所する人たちの激しい予防法改廃闘争が行われたにも関わらず、一九五三年に 絶滅政策」は戦後さらに徹底されることになったのです。このように、 一九四八年に制定された「優生保護法」では、優生手術の対象に、戦前の「国民優生 戦前の法律よりさらに隔離 隔離政策は一九 という の強 改

隔離政策がもたらした被害

○七年の「癩予防ニ関スル件」制定以来一九九六年の「らい予防法」廃止まで、

一貫して

ハンセン病患者の人権を奪い続けてきたのです。

ħ では次に、 隔離政策がもたらした被害についてみていきたいと思います。

所者の一人の証言をご紹介します。

方裁 ハン 第一次原告一三人の中のお一人です。ここで語られる強制堕胎は、 て施された不妊手 判 セン病療養所星塚敬愛園入所者・玉城しげさんの言葉です。一九九八年七月に熊本地 赤ん坊の死後、 さえ飲ませてもらえなかった。 師はこういった。「園の規則まで破って、子どもをつくって恥ずかしくない た。子どもが殺される。看護婦は子どもをもって走っていってしまった。その 13 り出された。 かつた。台の上に上がったときに器具の音を聞きながら気を失った。子どもを引きず る赤ちゃん。まぶたが動いていた。へその緒が波打っていた。髪の毛が真っ黒だっ 所に提訴された「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」(「ハンセン病国賠訴訟」)の 顔をたたかれて目が覚める。鼻も口もガーゼで押さえらればたばたして 夫は二度と子どもができないよう、 様、 療養所内でなされた肉体的にも、 その悔しさは忘れられません。 (『いま、共なる歩みを』(東本願寺出版)) 断種手術を強制され 精神的にももっとも過酷な仕 男性、 女性ともに対 0) い時の医 か 水

つらくて、いたい。「いいことをしておいて、何が痛いか」と怒鳴られた。

たまらな

打ちであったといわれているものです。

術

同

養所の中で子どもが生まれても育てられないという理由ではありません。親戚が引き取 それではなぜ、伝染病であるハンセン病患者が強制堕胎を強いられるのか。それは単に療

てくれるから産むだけでもと懇願しても認めてもらえなかったとお聞きしております。

がらも、怖い伝染病だから隔離すると言いながらも、罹りやすい体質はあるということ ものとされたのがハンセン病患者です。これは遺伝病ではないということはわかっていな ということで、このような考え方が強く打ち出されてくるんですね。その時に最も劣なる る存在。命に優劣があるということです。資源の少ない日本では、国民こそが資源なんだ 立つ人、そういうような能力を持っている人でいっぱいの社会にすることが、いい社会な ものに優劣があると考え、優なる命、優なる遺伝子のみを社会に残しておくという考え方 のつながりで、ハンセン病を患った人を社会の中で生活させておくと、そういう体質をも で、その体質さえも、遺伝させないということなんですね。そういうことが、優生思想と んだ。日本の国にとっていいことなのだ。それに対して邪魔をする存在、それが劣とされ です。これを社会ダーウィニズムって言うんですけれども、社会の役に立つ人、国の役に の遺伝子を社会の中に残さないという考え方です。この優生思想っていうのは、命という そこに、大きな力を持ったのが優生思想という考え方です。ここでは、ハンセン病患者 人間を勦るかの如き運動から人間を尊敬する事によって解放せんとする運動へ 農工 雄 あ 絶 IΗ を一掃したるの證を見る可しと云ふ」ということを言っています。 病の如きは一度び之を患る者あれば、子孫五世の間を無難に経過して始めて其一族に病 るという意味で、そこをも超えて一緒に生きるという意味で、このような言い ことではなくて、火というものは穢れを伝染させると言われるものですから、 二広マル可キナリ セズ況ンヤ結婚 「同じ釜の飯を食べる」っていういい方がありますが、それは単に 時 ŋ やす。そういう政策を行ったのです。このようなハンセン病に対する見方は、 た子が生まれてしまう。 (一八六一~一九三七) は、『日本人種改良論』という本の中で、「往日封建ノ /明治 j 商 以前 穢多非人モ既ニ平民ニ列シテ人間並ノ交際ヲ為スニ至リタレバ 穢多非人各階級ヲタテテ容易ニ相婚スルヲ許サズ穢多非人ニ至リテハ之ト火ヲ一ニ の初め頃に、皆さんご存じの福沢諭吉(一八三五~一九〇一)という人が、「 は厳格な身分差別があり、 ノ沙汰ニ於テヲヤ階級 下流ノ人民中ニハ癩病遺伝ノ家少ナカラズ」。 だから療養所の中で徹底的に収容し、 特に被差別身分の人たちとは火を同じくしない ノ区別斯ク厳重ナルニ…… その一代に つまり明治の時代にな またその弟子の高橋 (中略)……今日ニテ 共同生活をするという 此輩 ブ血 におい 方が 穢 統 早くから 世 て子孫を れ Ŧ が社会 生まれ

士

と私は思っていますけれども。そういうように火を一つにしな

てきてるんじゃないかな、

う調査台帳が残っております。だから差別意識が二重・三重に繋がってきているのです。 調べる調査が一九一六年に実施され、その時の「大正五年 が多い地域があるという差別的偏見による見込みの中で、ハンセン病患者の血筋、 とを述べています。実際に、被差別部落を調べる調査と、「癩村」と言うハンセン病患者 には、「癩病遺伝の家少なからず」、被差別部落の中には、ハンセン病患者が多いというこ 階級の血に入ってくる、ということを憂いているんですね。しかも、下流の家のもの かったのに、それが明治になったら、結婚とかが自由になり、そうすると下流の血が上流 特殊部落調 附癩村調」とい 血統を

そういう意識も隔離政策に反映されていったのだと思います。 この優生思想というもの、もう少し説明させてもらうと、皆さまも「優生保護法」とい

うと、「法律の目的」に「この法律は優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとと 新しい憲法の下で「優生保護法」という法律が作られました。ちなみにどんな法律かとい う言葉を聞かれることがあると思いますが、国が戦後に作った法律です。一九四八年に、 母性の生命健康を保護することを目的とする」という一文が掲げられる法律です。

うような人がいるかもしれませんが、そのような意味ではありません。しかし不良な子 「不良な子孫の出生の防止」、皆さん不良な子孫ですか?高校時代、私不良やった、とか言 人間を勦るかの如き運動から人間を尊敬する事によって解放せんとする運動へ 法律 等以 , (1) 性 柊、 る。 人 場合には、 どういう人かというと、 子どもを産めない体にできる、 の中ではっきりと定義されています。「医師は、左の各号の一に該当する者に対して、 で優生手術 S S 病 0 内 遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有してい 但 なんです。 几 的 同意並 ものすごい言葉ですね。 性格、 とか、 親等以内にそういう人がいたら、その人は子どもを産めない体にしてもいいとい の血 本人の 未成 とは、 族関係にある者が、 びに配偶者があるときはその同意を得て、任意に優生手術を行うことができ 妊娠 遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有し」ている者、です。本人だけでは しかも、この条文から見る限り、 年者、 同意なしに優生手術を行うことができるんです。 中絶の定義とかがあります。ここでいう不良な子孫とは何 生殖腺を除去することなしに、 精神病者又は精神薄弱者については、 それがまず「本人又は配偶者が遺伝性精神変質症、 第一には不良な子孫の出生の防止です。 遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、 あるいは子どもを人工的に堕胎させることができる。 るもの」、 生殖を不能にする手術で命令をもって定 未成年者、 さらに「本人又は この限りではない」。 精神病 遺伝性精神変質症、 ということで、 者または そして、「この法律 配偶 精神 遺 なのか、 伝 者 薄 性 つまり 同意な 対象 弱者 0 病 法律

本

遺伝 四 的

親 性

Š

知らない間に、

子どもを産めない体にさせられてしまった、そういう被害を受け

た人が、その被害回復を今裁判で訴えているわけですね

会のために子どもを産みなさい、と言われることも私はあってはならないことだと思って 子どもを持ちたくても子どもを持ってはいけない人なんですよ、子孫を遺してはいけない あるにしても、子どもを持つことを望む、望まないはみんな自由です。国から、あなたは おります。 ブ・ヘルス・ライツという言葉で現在言われますが、侵されることは許されないと思って います。どんな人も、その人その人の性と生殖ということに関する権利、リプロダクティ 人なんですよ、なんて言われることは、絶対にあってはならないことですね。逆に国や社 しても病気とかで持てない、あるいは子どもを産むことに耐えられない、そういう事情は 私たちが子どもを持つこと、持たないことを選ぶ、それはどんな人でも自由です。どう

定められている訳ですから。その次の項に記されているのが、「本人または配偶者が、 ご家族にしてみたら、こういう言葉っていうのは、もう耳にする、目にするだけでもしん 文、ちょっと口にするのもしんどい言葉です。特に精神疾患で苦しんでいる人とか、その どくなりますよね。明らかに負のものとして、存在すること自体が否定されるものとして そして、なぜここにハンセン病問題が関わってくるかと言うと、先ほど見てもらった条 人間を勦るかの如き運動から人間を尊敬する事によって解放せんとする運動へ 件わ 策の 離政 中で結 て、 疾患 7 保護法の下、 胎ということが、 ン 政策の生みの親で当時、ハンセン病療養所長島愛生園 せられるということなんですね。戦後に、 で言うと、 セ 61 絥 b ハンセン病を患った人たちに対する、 ン 種 策 かってい に罹り、 と療養所 の強化を訴える中で、ハンセン病患者の家族 婚はできませんでした。そして子どもを宿してしまったら、 訳です。 病患者ということが突然、 堕胎という被害から、 七六九六件、 ・ます。 断種、 且つ子孫 で何 療養所の 戦後は合法的に施されるようになるのです。そして、 それだけ 堕胎をさせられた人がどれだけあるかというと、 が なされたの にこれが伝染する虞れ わか 中で結婚をしようと思ったら、 の人が ってい 少し話が優生思想にまで広がってしま 優生手術 か るだけでね。 ハンセン病を理 は、 戦前は 国 隔離政策の存続が国会で議論され の対象に上がってくるのです。このことによ 赔 のあるもの」という一文です。 訴 訟 そして断種手術を受けた人 園 一曲に、 の断 の中で非合法で行われていた断 にお の園長であった光田 不妊手術を受けなけ 種にまで言及してい it 子どもを持てな Ź 原 告 その 0) 堕胎: 証 ĺλ 戦後だけで、 まし 人は 言に 健 件数ということ 61 癲 よっ たが ます。 対輔は、 体に たとき、 強制 れ は、 ば 疾患」、 療養 堕 強く 五五五 隔 一胎をさ

隔

所

堕

0

政

私は

新し よう

やく多くの市民が知ることとなりました。その中で、「園での生活が始まると、

せられる。戸籍から抜かれるということもあったとお聞きしています。それは自分の命の れていたとされてきましたが、その本質がハンセン病国賠訴訟の裁判の中で、「その人を 前が療養所では奪われるのです。これは、家族に迷惑がかからないようにとの理由で行わ 私を形にしたら、まず名前になるわけです。名前は私自身と言ってよいものです。その名 未来をことごとく奪っていくものであったのです。 分自身の名を奪い、子孫を遺すということも奪っていく。つまり、 ルーツからの断絶だと思うのです。ハンセン病隔離政策は、命のルーツを断ち、そして自 本名を奪い、園名を名のらせるということでした。さらにふるさと、父母、家族と断絶さ 確かめられました。あなたの生きる場所はもう社会にはないんですよ、居場所はない して社会の中で生活することが許されないものとの自己認識を強いるもの」という言葉で い人いないですよね。自己紹介するときに、私なら、必ず訓覇浩という名前を言います。 なかったのです。子孫を遺すことを奪われる。そして名前が奪われる。名前を持ってな 療養所の中にしか居場所はないんですよという自己認識を強いていくもの、それが それは、 人間が人間として生きるとい いのちの過去、

うこと全てを奪い尽くそうとしたといってよいと思います。

r V

名前を付けられました」という証言がありました。療養所の中では自分の本名すら名の

は、 < 法律です。 えるならば耐えることができるかもしれません。しかしハンセン病 渡って沈黙を強いられてきました。苦痛と屈辱を、また悲嘆と絶望とを、自らの身の奥深 を望めない、そういう中で、しかも隔離政策は、入所規定はあるけれども退 と感じている人にしてみたら、 にしてみれば、 です。さらに、「原告らはそれぞれに四十年、あるいは五十年、更には六十年余の長きに ている、そういう存在にさせられてきたということだと思います。 いたのかということでなく、隔離されるということ自体が「人生被害」なのだということ ・ます。 刻み込み、 それを、 被害回復を願うことができない被害であったのだと思います。 全人生にわたる被害」と表現されました。 私たちは ハンセン病国賠訴訟の徳田靖之弁護団長は、「比類なく深く、一人ひとりの全 塗り込めて生きることを強いられてきました」とその人生被害を表現され 生死ぬまでそこにいなければならない。 隔離することは加害ではなく、合法的なことなのですから。 何か被害を受けた時に、 被害回復の光なんか見えるはずがないですよね。被害回 どれだけ大きな被害でも、 療養所 隔 離の の中でどのようなことが行わ 中で骨になるためにのみ生き 直接的. 隔離政 それ 策 iz 加害者である国 それを被害だ 所規定のな が与えた被 回 復 の光が 見 7

隔離を受容さすはたらき

積極的に担った宗教教団が真宗大谷派でした。ひとつの資料を見ていただきます。 と言えます。それに一番力を貸してしまったのが宗教者なんですね。その役割をもっとも 病を患った人たちにとって「隔離は救済なんだ」という意識が強く植え付けられていたと あるごとに強い抵抗を示してこられましたが、それが全入所者をあげての直接行動的なも ら、療養所の中からや、市民の中から、隔離政策に対するもっともっと強い抗議が起こっ いうことがあると思います。そしてそれは、入所者だけではなく、市民にも浸透していた のにはなかなか至らなかった。それは何故なのか。その大きな理由として私は、 てきてもおかしくはないのではないかということです。もちろん入所者の人たちは、こと かし、そこでもうひとつ疑問が出てきます。それだけひどいことが行われているな ハンセン

境遇に在る此等の患者に対し、如来の慈光に浴せしめ、慰安を与ふるの必要を認め、 国立の癩病患者収容所は此程東京府下に新設せられたる事なるが、世に最も憐むべき

事となりたり、 当局者より本山へ交渉ありしかば東京養育院蓮岡教師は、 彼の天平の頃、 光明皇后の垂救の慈懐の事など偲ばれて尊し。 献身進んでこれが担当する

(『宗報』一九一〇年二月号)

であ に掲 的 0 に表れているといえます。そしてもうひとつ文章を紹介させていただきます。 強 貢載され 調 れ る は、 隔離政策への呼応、 真宗大谷派とハンセン病問 その後長く続けられる大谷派におけるハンセン病療養所との関 た「癩病院患者の慰安」と題する一文です。 関わることの目的、 .題) の 関 ..わりの始まりを示す大谷派 ハンセン病患者へのまなざし、そして皇恩 短い記事ですが、ここには、 の機関誌 わ りの 性格が 宗 玉 報

たとしても責められることはない。そしてそこに足を運んだ人も、それを受け容れ 0 排除され、 のみが持つ「世を捨てた」思いが、 隔離を前提として、それを動かすことのできないものとしてうべなったことは 隔離された者が、 運命共同体としての同歓同苦の心を結び、捨てられたも 隔離の島を「楽土」としたいという悲願に生き

覆うべくもない事実である。

ちが向き合っていかなければならないことの原点、それが、師が見据えたこの「事実」な さんの言葉です。真宗大谷派とハンセン病問題との関わりを考えていこうとする時、私た 長島愛生園で「隔絶四十八年」の生涯を生きた、真宗大谷派の僧侶、藤井善こと伊奈教勝

のではないかと思います。

となんですよ、ということを説いてきた訳です。隔離の非道さに気付くことに覆いをかけ 中で文句言わずに、一生粛々と送ることがあなたの救いであり、仏や神のご恩にかなうこ ていく、気付かなくさせていく、隔離を受容させていくということです。 療養所の中で宗教者は、皆さんここで穏やかに慰安を受けて、生活しましょう。 隔離

私立のハンセン病療養所である神山復生病院の院長である岩下壮一神父は、 「楽土」にしていくという問題です。キリスト教団体によって設立された、 葉に、「隔離の島を『楽土』としたいという悲願」というものがありましたが、療養所を いて、「療養所は犠牲の礎の上に築かれた地上の楽園でなければならない。 そしてもうひとつ向き合わなければならないのが、さきほど紹介した伊奈教勝さんの言 日本で最初の 現世のすべて 復生病院につ

では

なか

つったか

0

かと思います。

に築かれた地上の楽園 ぬ努力をしている」(『岩下壮一全集』第八巻)と述べています。 するのである。この犠牲にもとづいた楽園 分からすすんで療養所に入る患者は、 の希望を絶たれた者に対して、私たちは最大の同情をそそがなければ の建設、このことこそ、岩下園長にとって神山復生病院の存在意義 祖 国 の建設に向かっては、 の血 を浄 めるために、 人間 人間最高 他のどの療養所 最高 ならない。 の犠牲 の犠牲 の礎 にも劣ら をあえて 略) の上 自

るも てい だけにとどまらない、 いう共 と思います。つまり、 て、国や園長と同じ使命を生きる自らを見出す役割を果たしていたと言えるのではない るという事実に安住するという境地を得るということだけではなく、 のでした。 通 「楽土の建設」という目的 0 自的 が大きな力を持ったのです。療養所における「慰安教化」が、 隔離を受容するということのさらに積極的な形として、「楽土の建設」と 療養所で説かれる「救済」の中身が、単なる慰め安らぎ、心の工 あるいは、心の工夫という言葉が言いすぎなら、療養所に隔離され は、 国立、 私立、 入所者、 国という違いを超えて共通 楽土建設の志 入所者をし 夫 か

先ほ

を生きることとして語られていたのではないかということです。

かし、そのことは、

私たちがさらに大きな罪を犯したということを意味します。

ものであったのです。つまり「隔離」を前提に成り立つ世界を、私たちは、宗教的 を創り出す最高の条件が整った舞台であり、隔離と楽園の建設は切り離すことができない ませんでした。むしろ、隔離された療養所こそ、神父である岩下園長の考える宗教的 どの岩下園長にとって、楽園の建築は、「隔離」というものと何ら矛盾するものではあり 世界

土」としてしまったという大きな問題です。 活動を続けてきた宗教者たちですが、そこで説かれる救済は、療養所で生活することを受 これらのことからわかることは、強いハンセン病患者救済の意識を根底に、療養所での

す。つまりここに、国策にとっての宗教と、宗教にとっての国策が、立体パズルのごとく 続ける隔離政策は、宗教者にとって歓迎こそすれ、否定するものではなかったと言えま 現する最高のステージと捉えられていたということです。そのとき、療養所に患者を送り に見事に補完し合い、ハンセン病隔離政策は、自らは本来持ち得ない「救癩」という概念 容することにおいて実現するものであり、苦しい療養所での生活こそが、宗教的世界が実

中に存在することが許されないもの」という暴力的な絶対像が、それに対応する「世に最

い隠しながら九十年にわたって存続してきたのだといえるのではないでしょうか。「世

宗教者によるハンセン病問題への取り組みに借り、

隔離政策の本質を療養所内外に覆

とを伊奈教勝さんの「真実の

『浄土』とは、本当のものを知りうる智慧によって、

も憐 て固定化されてきたのだと思い れむべき境遇に在る此等の患者」という宗教者の絶対像により、 ・ます カモフラージュされ

たいという悲願に応えるものであるかもしれません。しかし、こう願うしか くそれにあたります。「隔離」は救済であるとする「教え」は、 えるのではないでしょうか。そうすると、隔離政策の中で宗教が果たした役割は、まさし みには応えるものでは決してなかったと言わざるをえないのではないでしょうか。 究極の人権侵害とは、人権が侵されていることを覆い隠してしまうはたらきであると言 隔離の島を「楽土」とし なかっ た悲 そのこ

b とが、「慰安教化」の名でハンセン病療養所で行われ、社会に対しては隔離は救済である さしく水平社によって看破された「解放の精神を麻痺せしむるが如き教化運動」というこ のが見えてくる世界のことである」という言葉が、鋭く問うてくるように思い ・ます。 ま

て、 一言だけ 足かもしれませんが、 触れさせてもらいます。 現在の真宗大谷派 さきの のハン 『宗報』の記事が掲載されてから八六年後 セン病 問題に対 する取り ŋ 組 み つ

九九六年四月一日、

真宗大谷派は、「らい予防法」

ということを喧伝していったのです。

が廃止されることに時をあわせ、宗 127

務総長名で「ハンセン病に関わる真宗大谷派の謝罪声明」を公表、重ねて「『らい予防法』

問いかけから与えられた歩みであると受け止めております。 決意の表明でありました。その謝罪声明を出発点として、真宗大谷派は、ハンセン病問題 離政策への加担の懺悔と、ハンセン病問題に対して今後教団あげて取り組んでいくことの 廃止にかかる要望書」を国に対して提出しました。近現代における、宗門のハンセン病隔 の全面解決に向けて、歩みを進めようとしております。隔離の被害を受けた方の、必死の

人間は尊敬す可きものだ

次のような一文があります。 は尊敬す可きものだ」という一文を表し、水平社創立の意義を訴えていますが、その中に いうところに帰っていきたいと思います。水平社創立メンバーの一人西光万吉は、「人間 それではここまでたずねてきたことを踏まえて、最後にもう一度、水平社創立の精神と

社会の多数者は吾等を救済し同情することを知っている。しかしながら、 人間は尊敬

西光万吉「人間は尊敬す可きも

に大切なことであるかを考え得ない人には到底此 オノレ オ 13 でも賤視の観念が働いているのである。 を自ら体験した時、それは僭越な情操であり、 すべきものであることを知らぬ以上、それには字義通りの美しさはなくて、 るのではなく、 レに惚れよと云う様なものだ」と評されたにも拘わらず、 ある以上、即ちある社会問題を取り扱う人が「水平運動はあたかも他人に向 に惚れよ」と云う如きものである。 人間が人間を尊敬し得る権利の主張と、それをなすべき義務の遂行 勿論吾等の望みが、こうした同情にかかって オノレに惚れよ。 専制 の問題を論ずる資格は の行為であって、そこにはあ 吾々にとってこれ 吾等の運 動 無 ĺ 「あ その意味 たかも かって が べくま 如 何

ずる資格は 大変厳しい言葉で、当時の差別問題に関わろうとする人の本質を批判しています。ここで 言葉だと思い 言う「オノレに惚れよ」。このことがどれだけ大切なものか考えない人にはこの問 ない。これは部落差別というものが何を奪ったのか、ということを端 、ます。 それは その人が自分自身を好きになれない、 自分自身を肯定できな 的 題を論 す

61

否定して生きていかなければならないあり方を人間の上に生み出したのだということ

です。被差別部落に生まれた自分というものは、もうその社会の中で決して人間として認

ことなんだということですね。少し危ない言い方かもしれませんが、自分で自分を差別し 定されるような存在だと思って生きていかざるを得なかった、それが差別を受けるという 悲惨なことはないんだということですね。自分で自分自身に対して、自分が排除され、否

ないものなんだ、ということを自分の中に自分に対して持って生きていく、それ程

て生きるということを強いられるということなんです。 それに対して、西光万吉がぶつけた言葉が「オノレに惚れよ」という言葉であり、その

根拠にあるのが「人間は尊敬す可きものだ」という人間観なんですね。 このことは、水平社宣言の「呪われの夜の悪夢のうちにもなお、誇り得る人間の血は涸

質は、「人間は尊敬す可きもの」ということに対する闇なのではないかと思います。そし た、発見したことの歓びですよね。そう考えた時、人間が差別をするということの闇の本 まれ、存在が否定されていても、自分は誇り得る人間であったのだということに気付い れずにあった」という言葉にもつながっていると思います。これはどれだけ差別され、蔑

すべきものである事を知らぬ以上、……そこにはあくまでも賤視の観念が働いているので

て「社会の多数者は吾等を救済し同情することを知っている。しかしながら、

人間

は尊敬

まま当てはまる指摘であり、このことは全ての差別問題に通ずるものであるとい ある」という一文は、まさしくここまで時間をかけてたずねてきたハンセン病問 題にその

そして、西光はさらに、「人間は尊敬す可きものだ」 の中で、 と思います。

吾等の多くの感情 苦患にも似て、自らの焔に焼けつつ自らを打つ形相こそ水平運動の真相であるのだ。 しまげられ、きづづけられたものを美しいもとの姿に打ち直すそれである。 がひびき熾しい火花が散る。それは刃を打つヴァチカンの仕事場ではない。 の記憶から始まらればならぬ。 これを如何にしてもとのものにただしくするか。今水平運動には烈 が、 永年の圧迫によって、 へしまげられた感情、 如何にへしまげられてい ふみつけられ、 きづつけら るかと云うこと それ 龍魔界の しい İ 鉄

と記 解放されていく営みをこういう言葉で表現していくわけです。 します。 「自らの焔に焼けつつ自らを打つ形相こそ水平運動 の真相」、 差別か ~ら人

そ の水平社は、 さらに強い言葉で「人間は尊敬す可きものだ」 の内実を表します。 それ

という言葉からの流れで語られますが、いまの運動の言葉で言えば、「被差別部落民」で どお示しした、「呪われの夜の悪夢のうちにもなお、誇り得る人間の血は涸れずにあった」 が「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」という言葉です。この言葉は、さきほ

差別部落に生まれたものとしての誇りの表現です。 あることの名のり、「部落民宣言」と言われるものにつながるのではないでしょうか。被

たものなんだ、療養所にいたのだということを、告白される人がいます。たとえ、 が言われています。ハンセン病問題でも、いま、本名を名のり、自分はハンセン病を患っ が小さく、言われなければわからないような人でも、名のりをあげる人がいます。 部落の出身だと自分から名のるのか、という声です。これは、他の差別問題でも同じこと このことについて、よく耳にすることは、差別されたくないのに、なぜわざわざ被差別 それは

名告る。本名を名告って『らい』の現実を訴える」と言われ、私たちの前に立ち、本名 ませんし、現在も続く過酷なハンセン病差別の現実の中で、差別をしてきた側が決して、 どうしてか。もちろん、お一人お一人の生き方がありますから一概に言えるものではあり トする方が出てこられています。先ほどから紹介している伊奈教勝さんは、「私は本名を カミングアウトしてほしい、なんて言えることではないのですが、それでもカミングアウ

かし、 容れるというといいすぎでしょうが、自分の中に自己否定を抱えて生きなければならな う、とても大きな結果を得ることがあったとしても、そのような社会を受け容れる、受け にとっては、「過ち」ということになったのだと思います。ハンセン病問題 所されたときの気持を言っておられるのだと思います。それから数十年が経ち、はっきり それは、隔離を受け容れ、園名を名のり、二度と本名を名のるまいと決めた、療養所に入 続けたなら、同じ過ちをご自身が繰り返すことになると語られたといいます。 る事を誇り得る時が来たのだ」という言葉は、その後のさまざまな解放を求める闘 い、ということにつながるのではないかと思います。私は、水平社宣言にある「エタであ を否定されるという現実があるということですから、隠すことによって差別されないとい なってい .部落差別などでは、名のらなければわからない、 離 ハンセン病隔離政策の現実を語ってくださいました。そして、このまま園名を名のり 隠さなければならない現実があるということそのものが、その人が排除され、 政策の性質を自覚されたとき、このまま園名を名のり続けることが、伊奈教勝さん るのではないかと思います。 つまり、 差別を受けなくなるということと、 ということはあるかもし れません。 に限らず、 同 . じ過

特

力

から解放されるということは、そのままイコールではないということです。「被差別部落

民」であるということを名のる、ハンセン病を患ったものであるということを名のるとい うことは、自分は、それらに対する差別と闘う者であるという名のりであり、自他に対す

独尊者として生きるという人間解放

る宣言なのだと思うのです。

続きます。つまり、覚醒する、目覚めるだけでなく、歩み続ける、 観があると確かめました。この人間観が、 う取り組みの中身を表す言葉ですが、その基本に「人間は尊敬す可きものだ」という人間 ましたように、解放という言葉は、勦るかの如きあり方からの転換として表現された言葉 と、創立大会の「綱領」にある、「吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向かっ であると思います。さらに、ここでは、人類最高の完成に向けて「突進す」という言葉が であり、それまでの差別問題への取り組から、あらたな取り組み、すなわち水平運動とい て突進す」という言葉で表されると言ってよいのではないかと思います。先ほどもお話 それでは、差別から解放されるとはどういうことか。それは、水平社自身の言葉で言う 綱領の言葉が言う「人間性の原理」という言葉 闘い続けるということ

互 るといってよいのではないかと思います。独尊者、これは独りにして尊い、その人がその になります。そこにあえて言葉を足すなら、屋上屋になりますが、 敬できない人なんていないんですね。全ての人間は尊敬されるべき存在なんだということ 基準で生まれてきてしまうのです。 育てて尊敬するとか、いろんな尊敬が出てきて、尊敬する人と尊敬できない人が、人間 は、苦労してここまで努力して会社の社長になられたから尊敬するとか、一人で子どもを とで本当に意味を持ってくると思います。私なりの意見ですけれども、これが解放という す。そう押さえた時、その時の「尊敬する」という言葉は、 かもそれはその人が勝手に言うことではない。お互いの独尊性、互い て尊い。一切の借り物を必要としない。その人がその人のままで尊いんだということ。 人のままで尊い、ということですね。独りにして尊い。独りだけ尊いではない、独りに 言葉につながらなかったら、あの人すごいね、総理大臣にもなったから尊敬する、 V 3 を称え合う関係、 そのことも含めて「解放」ということが頷かれていくのではないかと思っておりま お互いを独尊者として証明し合う、そういうような関係、それが人 けれども、仏さんの目から見たら、 解放という言葉とつながるこ 独尊者として尊敬され が独尊者として、 尊敬できる人と尊 ある お

間という関係なんだということです。

とができるのです。そのことに向き合う力を与えてくれる。そしてそのように差別してき を奪うことであった、そしてそのことにより自らも人間であることを失ってきたと知るこ 質、ハンセン病問題なら、その人の人間としての尊厳そのもの、人間であることそのもの るのが差別をしてきた人間に対する絶対信頼です。人間ならかならずその願いは届くとい す。差別を受けてきた人たちが、これからも差別を受け続けていくのか、解放されていく 光あれ」ではないのです。当たり前のように読んでいますが、ここのところは大きいとこ は、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれますが、「被差別部落に熱あれ、部落民に ながる、つまり、差別されたもの、してきたものが共に解放される世界、すなわち、人間 たものが変わっていくことが、差別されてきた人たちが人間をとりもどすということにつ のか、自らの解放を賭けて、あえて賤称を名のり、 は、その名のりを受け止めてくれる人がいるという絶対信頼がそこにあるのだと思うので ろだと思います。先ほど、名のりの問題についてお話しましたが、なぜ名のるのか、それ いま、互いを称え合うといいましたが、それを解放運動の言葉で言うと、差別されてき だからこそ、それが、差別をしてきたもののこころに響き、自らがしてきたことの本 差別してきたものが共に解放される、ということになります。水平社宣言の結び 差別の現実を訴えるのです。そこにあ

人間を勦るかの如き運動から人間を尊敬する事によって解放せんとする運動へ 性 に」の表紙 営みと受け止めてよいのではないかと思っております。 れ きっています。 はもったいないけれど、親鸞の同行と思わせてもらっています。私は親鸞を有難いと信じ なことではない、また部分的なことでもない、人間が人間になっていく必然的、 対否定される、そこから生まれた動きを、人間 て、突進すは往生、 ているたくさんの資料から明らかなのですが、差別を繰り返す本願寺教団に対する、「私 向 向き合われ ています。 水平 0 ます。 原 かって突進す」 ・社創立の精神の底に、 理が開くつながり「人の世」 水平社は、 には、「芽から花を出し 大空から日輪を出す そのようなことも受けて、水平社創立の精神に親鸞の教えが流 た教学者である廣瀬杲先生は、この だからこそ、こっぴどく親鸞に帰れといいたいんだ」という発言も記録さ と頷 という言葉を、 人間が人間であることをとりもどし、 いてくださいました。 親鸞の思想が流れているといわれています。そのことは残っ が創出されるのだと私は思っております。 人間 性の 原理は本願、 人間が差別される、 が人間として生きたいと願うときの、 「人間性の原理に覚醒 水平社創立趣意書「よき日 人類最高 歓喜よ」という言葉が記され 人間として生きていくことを 人間 の完成 が人 し人 間 類最 れてい は

成

仏 高

そし

の完成

によって絶

特別

普遍

的 0) 為

このような言葉で、

歓喜と表しました。そして全ての人が「人生の熱と光を願求礼讃」

の実現」と言い換えてもよいと思いますが、その実現への道がどれだけ遠い道であろう し、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と願う世の実現を求めました。それは「同朋社会

と、その遠い道を歩む身を私たちはいただいているのだと思います。

差別問題、人権問題に取り組む力を与え続けてくれているのだとあらためて実感しており 動の中にあり、 らと試みましたが、中途半端なことになってしまいました。ハンセン病問題は、現在も激 触れることが出来ませんでしたが、水平社宣言は、百年の歴史を経て、現在のさまざまな とんど市民は気が付くことなく、苦しみを与え続けてきました、そのようなことにも全く 問題をてがかりに照らし合わせ、人権とは、解放とは、という課題に少しでも向き合えた 水平社創立の精神と、そこで見据えられた「過去半世紀間」という時代を、ハンセン病 特に、家族として隔離政策のある社会で生きてこられた方の被害には、 ほ

ここまでにさせていただきます。ありがとうございました。

(本稿は、 講話の記録をもとに、講述者により加筆、 修正を加え整えたものです。)